

社会福祉法人函館厚生院定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、法人創立の精神である慈しみのこころを基とし、地域における保健・医療・福祉の中心的な役割を担い、社会福祉の増進に資することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設の経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 救護施設の経営
- (ニ) 軽費老人ホームの経営
- (ホ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 無料又は低額診療施設の経営
- (ロ) 医療保護施設の経営
- (ハ) 老人デイサービス事業の経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 老人保健施設の経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 児童家庭支援センターの経営
- (チ) 障害福祉サービス事業の経営
- (リ) 子育て短期支援事業の経営

2 第1項の事業を行うに当たっては、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人函館厚生院という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道函館市本町34番8-1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事3名、事務局員1名、外部委員2名の合計6名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第17条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款で定めるものほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第19条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、役員及び会計監査人の社会福祉法第45条の20第1項に規定の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、法令に定める最低責任限度額とする。

(職員)

第28条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故のあるときは理事長が欠けたときは、常務理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該

提案について異議を述べたときを除く。) は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第35条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業及び第45条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、社会福祉法人函館厚生院本部事務局に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を社会福祉法人函館厚生院本部事務局に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を社会福祉法人函館厚生院本部事務局に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 看護専門学校の事業
- (2) 訪問看護の事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 訪問入浴介護事業
- (5) 地域包括支援センターの事業
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (7) 訪問リハビリテーションの事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産貸付業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第46条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第49条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、社会福祉法人函館厚生院の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 齋藤與一郎

常務理事 阿部平三郎

理事 齋藤栄三郎

〃 大坪孝一

〃 小川彌四郎

〃 相馬確郎

〃 滝野善治

〃 原 忠雄

〃 上田大賢

監事 渡邊熊四郎

〃 杉崎郡作

〃 餌取賢全

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、平成29年8月10日より施行する。

この定款は、令和元年12月3日より施行する。

第36条第2項による基本財産は下記の別表に掲げる財産をもって構成する。

別 表

番号	内 容	面 積 (m ²)
1	(1) 北海道函館市亀田中野町38番地11所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建児童養護施設くるみ学園々舎	4,590.19
	小 計 1 棟	4,590.19
	符① 北海道函館市亀田中野町38番地11所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建児童養護施設くるみ学園駐輪場	41.60
	符② 北海道函館市亀田中野町38番地11所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建児童養護施設くるみ学園駐輪場	41.60
	小 計 (附属建物) 2 棟	83.20
	計	4,673.39
2	(1) 北海道函館市湯川町3丁目29番2所在のケン・ゆのかわ宅地	10,428.37
	(2) 北海道函館市湯川町3丁目29番10所在のケン・ゆのかわ宅地	155.27
	計 2 筆	10,583.64
3	(1) 北海道函館市高丘町9番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建養護老人ホーム永楽荘々舎	5,240.70
	計 1 棟	5,240.70
4	(1) 北海道函館市高丘町9番地1所在の救護施設高丘寮及び特別養護老人ホーム百楽園敷地及び養護老人ホーム永楽荘敷地	25,520.10
	計 1 筆	25,520.10
5	(1) 北海道函館市高丘町9番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建救護施設高丘寮々舎	3,575.75
	計 1 棟	3,575.75

番号	内 容	面 積 (m ²)
6	(1) 北海道函館市本町12番4所在の函館中央病院敷地 (2) 北海道函館市本町12番5所在の函館中央病院敷地 (3) 北海道函館市本町12番6所在の函館中央病院敷地	8,860.89 27.13 200.67
	計 3 筆	9,088.69
7	(1) 北海道函館市本町12番地4・12番地6・12番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下付地下1階付9階建函館中央病院 (2) 北海道函館市本町12番地4・12番地6・12番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建函館中央病院 (3) 北海道函館市本町12番地4・12番地6・12番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建函館中央病院	26,942.65 320.08 2,152.39
	計 3 棟	29,415.12
8	(1) 北海道函館市五稜郭町53番所在の函館五稜郭病院敷地 (2) 北海道函館市五稜郭町44番2所在の函館五稜郭病院敷地 (3) 北海道函館市五稜郭町55番1所在の函館五稜郭病院敷地 (4) 北海道函館市五稜郭町55番2所在の函館五稜郭病院敷地	11,715.73 2,077.00 461.58 644.33
	計 4 筆	14,898.64
9	(1) 北海道函館市五稜郭町53番地所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付9階建函館五稜郭病院	41,821.14
	計 1 棟	41,821.14
10	(1) 北海道函館市亀田中野町38番11所在の児童養護施設 くるみ学園敷地	10,033.94
	計 1 筆	10,033.94

番号	内 容	面 積 (m ²)
1 1	(1) 北海道函館市高丘町9番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建特別養護老人ホーム百楽園々舎	6,090.74
	計 1 棟	6,090.74
1 2	(1) 北海道函館市高丘町9番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建地域密着型特別養護老人ホームサテライト百楽園々舎	2,159.75
	計 1 棟	2,159.75
1 3	(1) 北海道函館市湯川町3丁目29番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根5階建老人保健施設ケン・ゆのかわ	7,050.89
	計 1 棟	7,050.89
1 4	(1) 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番5所在のななえ新病院敷地	134,863.15
	計 1 筆	134,863.15
1 5	(1) 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺渡廊下・地下1階付平家建ななえ新病院旧棟事務所・体育館	2,117.50
	小 計 1 棟	2,117.50
	符③ 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫	83.57
	符⑩ 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺4階建共同住宅	516.24
	符㉚ 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建焼却所	49.50
	符㉛ 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建倉庫	2,589.50
	小 計 (附属建物) 4 棟	3,238.81
	計	5,356.31

番号	内 容	面 積 (m ²)
16	(1) 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下・地下1階付7階建ななえ新病院	9,971.09
	計 1 棟	9,971.09
17	(1) 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建ケアハウス豊寿	3,441.64
	計 1 棟	3,441.64
18	(1) 北海道函館市日吉町4丁目66番地5、66番地6、147番地2、148番地2、149番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建軽費老人ホームケアハウスベイアニエス	2,565.59
	計 1 棟	2,565.59
19	(1) 北海道函館市日吉町4丁目66番5所在の軽費老人ホームケアハウスベイアニエス敷地	485.24
	(2) 北海道函館市日吉町4丁目66番6所在の軽費老人ホームケアハウスベイアニエス敷地	548.35
	(3) 北海道函館市日吉町4丁目147番2所在の軽費老人ホームケアハウスベイアニエス敷地	10.64
	(4) 北海道函館市日吉町4丁目148番2所在の軽費老人ホームケアハウスベイアニエス敷地	1,707.22
	(5) 北海道函館市日吉町4丁目149番4所在の軽費老人ホームケアハウスベイアニエス敷地	249.40
	計 5 筆	3,000.85
20	(1) 北海道函館市赤川町390番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建特別養護老人ホームももハウス	3,317.06
	計 1 棟	3,317.06

番号	内 容	面 積 (m ²)
2 1	(1) 北海道函館市赤川町388番3所在の特別養護老人ホームももハウス敷地	45.00
	(2) 北海道函館市赤川町388番4所在の特別養護老人ホームももハウス敷地	117.00
	(3) 北海道函館市赤川町390番1所在の特別養護老人ホームももハウス敷地	933.28
	(4) 北海道函館市赤川町390番2所在の特別養護老人ホームももハウス敷地	2,962.00
	(5) 北海道函館市赤川町390番3所在の特別養護老人ホームももハウス敷地	1,091.00
	(6) 北海道函館市赤川町390番4所在の特別養護老人ホームももハウス敷地	271.00
	計 6 筆	5,419.28
2 2	(1) 北海道函館市赤川町388番地1、388番地5、390番地2、390番地5、390番地6、390番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下付3階建老人保健施設もも太郎	3,982.98
	計 1 棟	3,982.98
2 3	(1) 北海道函館市赤川町388番1所在の老人保健施設もも太郎敷地	2,614.00
	(2) 北海道函館市赤川町388番5所在の老人保健施設もも太郎敷地	26.46
	(3) 北海道函館市赤川町390番5所在の老人保健施設もも太郎敷地	634.00
	(4) 北海道函館市赤川町390番6所在の老人保健施設もも太郎敷地	107.00
	(5) 北海道函館市赤川町390番7所在の老人保健施設もも太郎敷地	20.00
	計 5 筆	3,401.46